

君津市景観計画（案）に係るまちづくり 意見公募手続の実施結果について

建設部

平成30年9月3日から平成30年10月5日まで意見募集を行ったところ、以下のとおり意見がありました。

1 意見の件数

意見数 3件（提出者数1人）

2 提出方法

持参 0件 郵送 0件

Fax 0件 電子メール 3件（1人）

3 意見の概要及び市の考え方

市の対応区分

対応区分		意見の件数
A	意見をもとに、施策案を修正したもの	0件
B	意見の考え方が施策案に含まれていたもの	3件
C	意見を施策案に反映しないもの	0件
D	その他、施策案に直接関係ないもの等	0件

	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	水辺の景観の改善のためには、水質の改善も求められるため、水質面に問題がある亀山湖について、水質改善のための努力が求められることを追記してほしい。	B	河川などの公共施設については、地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、施設管理者等と協議を行い、同意を得た上で景観重要公共施設に指定し、整備に関する基準

			等を定めるものとしております。
2	自然公園の類、市民、県民の森や大福山周辺等の既存の保護林周辺について重点地区に指定してほしい。	B	景観形成重点地区につきましては、君津市都市計画マスタープランや君津市副次核整備基本構想で位置づけがある「君津駅周辺地区」と「久留里駅周辺地区」、景観計画を策定済みの木更津市が候補としている「かずさアカデミアパーク地区」の3地区を候補としております。新たな候補地区につきましては、本市の状況の変化等に留意しながら、必要に応じて選定を検討するものとしております。
3	山砂採取等について、現実論として景観条例、景観計画でどこまで対応できるのか。特に新規ではなく既存の事業に対してどのようなアプローチを行うのか不明である。景観行政団体としてあらゆる手段を検討し、可能な限りの努力を行うことを追記してほしい。	B	山砂採取については、新規の事業に加え、既存の事業についても、変更に係る土地の面積が3,000㎡以上の場合には、届出が必要になります。景観法に基づく景観計画においては、掘採後に、可能な限り、敷地周辺の緑化に努めるなど、景観形成基準への配慮を求めています。

4 結果の公表

- (1) 公表場所：建設計画課、行政センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ
- (2) 公表期間：平成30年12月3日から平成31年2月28日まで